

平成 23 年 1 月 12 日

国土交通大臣 馬淵 澄夫 様

(社) 日本建築士会連合会
会長 藤本 昌也

(社) 日本建築士事務所協会連合会
会長 三栖 邦博

(社) 日本建築家協会
会長 芦原 太郎

(社) 建築業協会
会長 山内 隆司

建築基準法見直し検討会とりまとめの着実な履行について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

昨年、国土交通省に設置されました建築基準法見直し検討会には、私ども建築 4 団体から各々委員が参画し、立場が異なる委員の方々とも精力的かつ誠実に討論し、その結果、双方の理解が深まり、深尾座長によりとりまとめがなされたものと理解しています。

このとりまとめを踏まえ、私ども 4 団体は、昨年の 11 月 4 日に、国土交通大臣に対し、建築確認と構造計算適合性判定の審査のワンストップ化及び構造計算適合性判定制度の対象範囲に関する建築基準法の一部改正を要望したところです。

国土交通省では、このとりまとめを踏まえ、構造計算適合性判定制度の対象範囲を検討する専門的技術委員会を昨年 11 月 15 日に設置し、現在その検討が進んでいると仄聞しています。

また、審査のワンストップ化に関し、所要の第三者性・審査能力の確保可能性等について検証した上で判断するとされましたが、その検証結果も、現在のところ明らかではありません。

馬淵国土交通大臣は、昨年の 12 月 17 日に、建築に関わる法改正については、建築基本法の制定等の全体的な枠組みの中で検討する必要があると、当面は、運用改善を通じ、建築確認手続きの簡素化等に取り組むこととすると発言されました。

建築基本法の制定に着手するとする大臣発言は、良好な社会的資産としての建築ストックを形成する上で、大変意義深く、その実現を大いに期待するところですが、建築基本法の制定を待つまでもなく、日々の建築活動を適正に行うため必要な建築基準法の改正は、適切に行われることが国民の利益であると思料します。

つきましては、先の建築基準法見直し検討会のとりまとめで提起されました検証等を行い、所要の建築基準法の改正に速やかに取組まれますよう再度要望しますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。